

重要事項説明書 (指定居宅介護支援)



1 指定居宅介護支援を提供する事業者について

事業者名称	株式会社ファーストケア
代表者氏名	代表取締役 長谷川 友彦
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	群馬県太田市緑町81-3 電話番号 0276-56-4888
法人設立年月日	平成24年10月10日

2 利用者に対する指定居宅介護支援を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	介護保険プラン・りょうもう
介護保険指定 事業所番号	太田市指定 1070504350
事業所所在地	群馬県太田市原宿町4245-4
連絡先 相談担当者名	TEL 0276-37-8400 FAX 0276-37-9400 主任介護支援専門員(管理者) 矢嶋 有希
事業所の通常の 事業の実施地域	太田市、桐生市、みどり市、館林市、邑楽町、千代田町(群馬県) 足利市、佐野市(栃木県) 及び上記地域に生活拠点を移した被保険者の所属保険者地域とする。

*第三者評価機関による評価 当該事業所における第三者評価機関による評価の実施状況 無

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	株式会社ファーストケアが開設する介護保険プラン・りょうもう(以下「事業所」という。)が行う指定居宅介護支援事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な居宅介護支援事業を提供することを目的とする。
運営の方針	事業所の介護支援専門員は、事業の提供に当たっては、次の事項に努めるものとする。 一 要介護状態になった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮すること。 二 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保険医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮すること。 三 利用者の意思及び人格を尊重し、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行うこと。 2 事業の運営に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設との連携に努めるものとする。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜から金曜日（ただし、国民の祝日及び夏季休暇8月13日から8月16日、年末年始休暇12月29日から1月3日までを除く）
営業時間	午前9時から午後6時まで

(4) 事業所の職員体制

管理者	主任介護支援専門員 矢嶋 有希（歯科衛生士）
介護支援専門員	矢嶋 有希（歯科衛生士） 管理者兼務
介護支援専門員	五十嵐 美沙（歯科衛生士）

職	職務内容	人員数
管	1 従業員の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握 その他の管理を一元的に行います。 2 従業員に法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常勤1名 介護支援専門員 と兼務
専 員	居宅介護支援業務を行います。	2名以上 内、1名 管理者と兼務
職	介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。	適宜

(5) 居宅介護支援の内容、利用料及びその他の費用について

居宅介護支援の内容	提供方法	介護保険適用有無	利用料（月額）	利用者負担額（介護保険適用の場合）
① 居宅サービス計画の作成	別紙に掲げる「居宅介護支援業務の実施方法等について」を参照下さい。	左の①～⑦の内容は、居宅介護支援の一連業務として、介護保険の対象となるものです。	下表のとおり	介護保険適用となる場合には、利用料を支払う必要がありません。（全額介護保険により負担されます。）
② 居宅サービス事業者との連絡調整				
③ サービス実施状況把握、評価				
④ 利用者状況の把握				
⑤ 給付管理				
⑥ 要介護認定申請に対する協力、援助				
⑦ 相談業務				

区分・要介護度		基本単位	利用料	
居宅介護 支援費 (Ⅰ)	(ⅰ)介護支援専門員 1人当りの利用者数が 45 未満 又は 45 以上である場合においての、45 未満の部分	要介護 1・2	1086	11,088 円
		要介護 3・4・5	1411	14,406 円
	(ⅱ)介護支援専門員 1人当りの利用者数が 45 以上 である場合においての、45 以上 60 未満の部分	要介護 1・2	544	5,554 円
		要介護 3・4・5	704	7,187 円
	(ⅲ)介護支援専門員 1人当りの利用者数が 45 以 上である場合においての、60 以上の部分	要介護 1・2	326	3,328 円
		要介護 3・4・5	422	4,308 円
居宅介護 支援費 (Ⅱ)	(ⅰ)介護支援専門員 1人当りの利用者数が 50 未満 又は 50 以上である場合においての、50 未満の部分	要介護 1・2	1086	11,088 円
		要介護 3・4・5	1411	14,406 円
	(ⅱ)介護支援専門員 1人当りの利用者数が 50 以 上である場合においての、50 以上 60 未満の部分	要介護 1・2	527	5,380 円
		要介護 3・4・5	683	6,973 円
	(ⅲ)介護支援専門員 1人当りの利用者数が 50 以 上である場合においての、60 以上の部分	要介護 1・2	316	3,226 円
		要介護 3・4・5	410	4,186 円

※ 当事業所が運営基準減算(居宅介護支援の業務が適切に行われない場合の減算)に該当する場合は、上記金額の 50/100 となります。また 2 ヶ月以上継続して該当する場合には、算定しません。

※

居宅介護支援の業務が適切に行われない場合とは以下のような場合が該当します。

- ・指定居宅介護支援の利用の開始に際し、利用者が複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求められることや、居宅サービス計画に位置づけられた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求められることを文書により説明・交付を行っていない場合
- ・居宅サービス計画の新規作成及び変更にあたって、利用者の居宅を訪問し利用者および家族に面接していない場合、当該計画について利用者又は家族に対し説明・同意・交付を行っていない場合
- ・居宅サービス計画の新規作成や変更時、要介護認定の更新や区分変更時に、サービス担当者会議の開催等を行っていない(やむを得ない場合を除く)場合
- ・居宅サービス計画の作成後、当該計画の実施状況の把握のため 1 月に利用者の居宅を訪問し利用者に面接していない場合、その結果を記録していない場合

※ 居宅介護支援費(Ⅰ)で、取扱件数が 45 以上の場合は、契約日が古いものから順に割り当て、45 件目以上になった場合に居宅介護支援費(Ⅰ)の(ⅱ)又は(ⅲ)を算定します。

※ 居宅介護支援費(Ⅱ)で、取扱件数が 50 以上の場合は、契約日が古いものから順に割り当て、50 件目以上になった場合に居宅介護支援費(Ⅱ)の(ⅱ)又は(ⅲ)を算定します。

※ 居宅介護支援費(Ⅱ)は、ケアプランデータ連携システムの活用及び事務員の配置を行っており、月の末日において市町村又は国民健康保険団体連合会に対し、法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出している場合に算定します。

※ 当事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは当事業所と同一建物に居住する利用者又は当事業所における一月当たりの利用者が同一の建物に 20 人以上居住する建物に居住する利用者にサービス提供を行った場合は、上記金額の 95/100 となります

(6)加算料金

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算	基本単位	利用料	算定回数等
初回加算	300	3,063円	1月につき
入院時情報連携加算(Ⅰ)	250	2,552円	利用者が病院又は診療所に入院日に、必要な情報提供を行った場合(1月につき) ※運営規程に定める営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合であって、当該入院した日の翌日は可
退院・退所加算(Ⅰ)イ	450	4,594円	病院職員等から必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により1回受けた場合(入院又は入所期間中1回を限度)
通院時情報連携加算	50	510円	利用者1人につき1月に1回が限度
介護職員処遇改善加算 (*令和8年6月1日から)	所定単位数の 2.1%	左記の単位数 ×地域区分 10.21円	・1月につき ・[※所定単位数] 基本サービス費に各種加算・減算を加えた総単位数

- ※ 初回加算は、新規に居宅サービス計画を作成した場合や要支援者が要介護認定を受けた場合、要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成した場合に算定します。
- ※ 入院時情報提供連携加算は、利用者が病院又は診療所に入院するに当たって、利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報を提供した場合に算定します。
- ※ 退院・退所加算は、病院・介護保険施設等に入院、入所していた利用者が退院又は退所し、居宅において居宅サービスを利用する場合に、当事業所の介護支援専門員が当該病院等職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画の作成及びサービスの調整を行った場合に算定します。情報提供の回数・方法により算定区分が異なります。
- ※ 通院時情報連携加算は、利用者が病院又は診療所で医師又は歯科医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師等に対して必要な情報提供を行うとともに、医師又は歯科医師等から必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合に、算定します。
- ※ 介護職員等処遇改善加算は、介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組みを行う事業所に認められる加算です。介護職員等処遇改善加算は、区分支給限度基準額の対象外となります。
- ※ 地域区分別の単価(7級地10.21円)を含んでいます。

3 その他の費用について

なし

4 利用者の居宅への訪問頻度の目安

介護支援専門員が利用者の状況把握のため、利用者の居宅に訪問する頻度の目安

利用者の要介護認定有効期間中、少なくとも1月に1回

- ※ ここに記載する訪問頻度の目安回数以外にも、利用者からの依頼や居宅介護支援業務の遂行に不可欠と認められる場合で利用者の承諾を得た場合には、介護支援専門員は利用者の居宅を訪問することがあります。

5 居宅介護支援の提供にあたっての留意事項

- (1) 居宅介護支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。

6 介護サービスの利用にあたってご留意いただきたい事項

(1) 禁止行為

- ① 職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）
- ② 職員に対する精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）
- ③ 職員に対するセクシュアルハラスメント（意に沿わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為）

7 介護サービスの契約の終了

(1) 事業者からの契約の終了

事業者は、次の掲げるいずれかの場合には、相当な期間の経過後介護サービス契約を解除することができる。

- ① 職員の心身に危害が生じ、又は生ずるおそれのある場合であって、その危害の発生又は再発生を防止することが著しく困難である等により、利用者に対して介護サービスを提供することが困難になったとき。
- ② 上記により契約を解除する場合、事業者は居宅介護支援事業所または保険者である市町村と連絡を取り、利用者の心身の状況に応じて、適当な他の事業者等の紹介その他の必要な措置を講じる。

8 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	管理者 主任介護支援専門員 矢嶋 有希
-------------	---------------------

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催しその結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

9 身体的拘束等について

事業者は、原則として利用者に対して身体的拘束等を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、以下の(1)~(3)の要件をすべて満たすときは、利用者に対して説明同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体的拘束等を行うことがあります。その場合は、態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容についての記録し、5年間保存します。

また事業者として、身体的拘束等をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 切迫性……直ちに身体的拘束等を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合。
- (2) 非代替性……身体的拘束等以外に、代替する介護方法がない場合。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなれば、直ちに身体的拘束等を解く場合。

10 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<p>① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。</p> <p>② 事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
<p>② 個人情報の保護について</p>	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるものの他、電磁的記録を含む。)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正</p>

	等を行うものとしします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)
--	--

11 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

【市町村(保険者)の窓口】 (利用者の居宅がある市町村の介護保険担当課の名称)	部 署 太田市役所 介護サービス課 所 在 地 群馬県太田市浜町2番35号 電話番号 0276-47-1856 受付時間 8:30~17:15(土日祝は休み)
	部 署 足利市役所 元気高齢課 所 在 地 栃木県足利市本城3丁目2145番地 電話番号 0284-20-2136 受付時間 9:00~17:30(土日祝は休み)
	部 署 桐生市役所 健康長寿課 所 在 地 群馬県桐生市織姫町1番1号 電話番号 0277-44-8215 受付時間 8:30~17:15(土日祝は休み)
	部 署 みどり市役所 介護高齢課 所 在 地 群馬県みどり市笠懸町鹿2952番地 電話番号 0277-76-0974 受付時間 8:30~17:15(土日祝は休み)
	部 署 佐野市役所 介護保険課 所 在 地 栃木県佐野市高砂町1番地 電話番号 0283-20-3022 受付時間 8:30~17:15(土日祝は休み)

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	東京海上日動火災保険株式会社
保険名	超ビジネス保険(事業活動包括保険)
補償の概要	賠償責任に関する補償

12 身分証携行義務

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

13 記録の整備

指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する記録を整備し、サービス提供を開始した日から5年間保存します。

14 衛生管理等

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

15 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

16 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

- ア 提供した指定居宅介護支援に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)
- イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

(2) 苦情申立の窓口

<p>【事業者の窓口】 (事業者の担当部署・窓口の名称)</p>	<p>苦情受付 管理者 矢嶋 有希 所在地 群馬県太田市原宿町4245-4 電話番号 0276-37-8400 ファックス番号 0276-37-9400 受付時間 午前9時から午後6時</p>
<p>【市町村(保険者)の窓口】 (利用者の居宅がある市町村の介護保険担当課の名称)</p>	<p>部 署 太田市役所 介護サービス課 所在地 群馬県太田市浜町2番35号 電話番号 0276-47-1856 受付時間 8:30~17:15(土日祝は休み)</p> <p>部 署 足利市役所 元気高齢課 所在地 栃木県足利市本城3丁目2145番地 電話番号 0284-20-2136 受付時間 9:00~17:30(土日祝は休み)</p> <p>部 署 桐生市役所 健康長寿課 所在地 群馬県桐生市織姫町1番1号 電話番号 0277-44-8215 受付時間 8:30~17:15(土日祝は休み)</p> <p>部 署 みどり市役所 介護高齢課 所在地 群馬県みどり市笠懸町鹿2952番地 電話番号 0277-76-0974 受付時間 8:30~17:15(土日祝は休み)</p> <p>部 署 佐野市役所 介護保険課 所在地 栃木県佐野市高砂町1番地 電話番号 0283-20-3022 受付時間 8:30~17:15(土日祝は休み)</p>
<p>【公的団体の窓口】 群馬県国民健康保険団体連合会</p>	<p>部 署 苦情相談窓口 所在地 群馬県前橋市元総社町335番地の8 電話番号 027-290-1323 受付時間 9:00~16:30(土日祝は休み)</p>
<p>【公的団体の窓口】 栃木県国民健康保険団体連合会</p>	<p>部 署 苦情相談窓口 所在地 栃木県宇都宮市本町3番9号 電話番号 028-643-2220 受付時間 9:00~17:00(土日祝は休み)</p>

17 この重要事項説明書の概要等については、当該事業所の見やすい場所に掲示するとともに、当該事業所のホームページに掲載・公表します。

18 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年	月	日
-----------------	---	---	---

上記内容について、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）」第4条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

また、複数の事業所の紹介を求めることが可能であること、当該サービス事業所をケアプランに位置付けた選定理由を求めることが可能であること、当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況について説明を行いました。

業 者	所在地	群馬県太田市緑町81-3
	法人名	株式会社ファーストケア
	代表者名	代表取締役 長谷川 友彦
	事業所名	介護保険プラン・りょうもう
	説明者氏名	介護支援専門員 ㊟

上記内容の説明を事業者から確かに受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

利用者	住所	
	氏名	㊟

代理人	住所	
	氏名	㊟
	続柄	

(別紙) 居宅介護支援業務の実施方法等について

1 居宅介護支援業務の実施

- ① 事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。
- ② 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。
- ③ 指定居宅介護支援の利用の開始に際し、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができ、また居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。

2 居宅サービス計画の作成について

- ① 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案作成に際しては、次の点に配慮します。
 - ア 利用者の居宅への訪問、利用者及びその家族に面接により利用者の置かれている環境、立場の十分な理解と課題の把握に努めます。
 - イ 利用する居宅サービス等の選択にあたっては、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関する情報を利用者またはその家族に提供します。
 - ウ 介護支援専門員は、利用者に対して居宅サービスの内容が特定の種類、事業者に不当に偏るような誘導または指示を行いません。
 - エ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案が、利用者の実情に見合ったサービスの提供となるよう、サービス等の担当者から、専門的な見地からの情報を求めます。
- ② 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望する場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。
- ③ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案について、介護保険給付の有無、利用料等の利用者のサービス選択に資する内容を利用者またはその家族に対して説明します。
 - ア 介護支援専門員は、利用者の居宅サービス計画の原案への同意を確認した後、原案に基づく居宅サービス計画を作成し、改めて利用者の同意を確認し、同意を得られた場合、居宅サービス計画に位置付けされた居宅サービス事業者に居宅サービス計画を交付します。(居宅サービス計画の変更・更新時も含みます。)
 - イ 利用者は、介護支援専門員が作成した居宅サービス計画の原案に同意しない場合には、事業者に対して居宅サービス計画の原案の再作成を依頼することができます。

3 サービス実施状況の把握、評価について

- ① 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後において、居宅サービス計画の実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- ② 上記の把握に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、少なくともひと月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するとともにひと月に1回、モニタリングの結果を記録します。
- ③ 介護支援専門員は、居宅サービス計画が効果的なものとして提供されるよう、利用者の状態を定期的に評価します。
- ④ 介護支援専門員は、その居宅において日常生活を営むことが困難になったと判断した場合、または

利用者が介護保険施設への入院または入所を希望する場合には、事業者は利用者に介護保険施設に関する情報を提供します。

4 居宅サービス計画の変更について

事業者が居宅サービス計画の変更の必要性を認めた場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画の変更を、この居宅介護支援業務の実施方法等の手順に従って実施するものとします。

5 給付管理について

事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。

6 要介護認定等の協力について

- ① 事業者は、利用者の要介護認定または要支援認定の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請が円滑に行われるよう必要な協力を行います。
- ② 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護または要支援認定の申請を利用者に代わって行います。

7 居宅サービス計画等の情報提供について

利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合には、利用者の居宅サービス計画作成が円滑に引き継げるよう、利用者の申し出により、居宅サービス計画等の情報の提供に誠意をもって応じます。

(別紙2)

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況について

① 前6ヶ月に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護 %
通所介護 %
地域密着型通所介護 %
福祉用具貸与 %

② 前6ヶ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	〇〇事業所 %	〇〇事業所 %	〇〇事業所 %
通所介護	〇〇事業所 %	〇〇事業所 %	〇〇事業所 %
地域密着型通所介護	〇〇事業所 %	〇〇事業所 %	〇〇事業所 %
福祉用具貸与	〇〇事業所 %	〇〇事業所 %	〇〇事業所 %

判定期間 令和 7年度 (9月1日から3月末日)